

見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1．制度の名称（通称可）	核燃料物質等の運搬の確認
2．根拠法令	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項
3．担当部署名	国土交通省自動車交通局技術安全部環境課（核燃料輸送係）
4．当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	(1)改正年度 該当なし (2)改正内容 該当なし (3)背景事情 該当なし
5．今回の見直し作業の結果	
見直し作業の実施方法	該当なし
5 - 1．国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか	(1)検討結果 維持する必要がある。 (2)理由 一定量を超える核燃料物質等については、事故発生時の社会的影響が大きいこと等から国際的にもその危険性が認められているところであり、国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則においても、国による運搬確認が必要とされている。
5 - 2．自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況	(1)検討結果（選択式） a：自己確認・自主保安化を行った。 b：第三者認証化を行った。 <input checked="" type="checkbox"/> c：国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。 (2)上記の説明 既に代行機関による運搬確認を実施している。なお、一定量以下の核燃料物質等については、既に自己確認・自主保安化を実施している。

	(3)理由 一定量を超える核燃料物質等については、事故発生時の社会的影響が大きいこと等から国又は代行機関（指定検査機関等）による運搬確認が必要。また、一定量以下の核燃料物質等については、事故発生時に公衆に対し放射線による影響が少ないと国際的にも認められているため自己確認において実施している。
5 - 2 . においてcを選択した場合	
指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとされているものについては、当該検査機関等として公益法人要件を課しているかどうか	(1)公益法人要件の有無 有（核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の43第3項） (2)公益法人要件のあるものはその理由 公正・中立な事務の実施が必要なため。
自己責任の考え方に基づいた仕組み（自己確認・自主保安化や、優良事業所等のインセンティブ制度を指すものとする。）とすることができないと判断した根拠等	(1)根拠 一定量を超える核燃料物質等については、事故発生時の社会的影響が大きいこと等から国際的にもその危険性が認められているため。 (2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか 事故発生時の社会的影響が大きいこと等から、一度問題が発生してしまうと自己責任の考えに基づいた仕組みでは、対処することができないと考える。
指定検査機関等の指定の条件の国際基準との整合性	(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。） 核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の43 (2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明） 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検査を実施し、その数が主務省令で定める数以上であること。（第61条の26第1項）4 - 2 - j 5 - 2 - 1 検査の業務を的確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。（第61条の2第2項）4 - 2 - i

		民法第34条の規定により設立された法人であってその役員及び社員が検査の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。(第61条の26第3項)4-2-a、4-2-d、4-2-e
	5-3. 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等	
	国際整合化(基準の基礎(性能規定化している場合にあつては、参照基準)として国際規格を用いているか)。	行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。 国際整合化されている。 国内法令は、国際原子力機関(IAEA)輸送規則に準拠したものである。
	性能規定化	行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。 既に性能規定化を図っている。
	重複検査の排除等	検討結果及び背景説明について記載。 該当なし。